

労働組合を脱退した組合員の不当労働行為救済申立ての救済利益

【文献種別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和7年9月30日

【事件番号】 令和6年（行コ）第319号

【事件名】 労働委員会命令取消請求控訴事件（国・中労委（ジェイアールバス関東）事件）

【裁判結果】 原判決取消し、中労委命令取消し

【参照法令】 労働組合法7条3号・27条・27条の12

【掲載誌】 労判1342号76頁

◆ LEX/DB 文献番号 25624564

北海学園大学教授・弁護士 浅野高宏

事実の概要**1 当事者等**

Z（被告補助参加人）は、主として高速バス、一般路線バス等の旅客自動車運送事業を営む株式会社であり、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の子会社である。

東日本旅客鉄道労働組合（以下「A労組」という。）は、JR東日本グループの従業員等で組織された労働組合である。

Xは、本件脱退勧奨当時、Zの白河支店でバスの運転手をしており、A労組（バス関東本部）の水戸地本、大子支部、棚倉分会に所属していた。

2 A労組の平成30年春闘の経緯及び組合員の大量脱退

平成30年春闘において、A労組は、「全組合員一律定額のベースアップ」等の要求を掲げ、同年2月19日、JR東日本に争議行為の通告（いわゆるスト通告）をしたが、JR東日本の強い反発を招き、結局、A労組は同月24日に争議行為を解除した。この間、水戸地本の組合員数は、組合員数を大幅に減らすこととなった。

3 A労組の方針転換

平成30年3月10日、JR東日本はA労組に対し、今後の労使関係の基礎的条件として、労使間の諸問題は速やかに団体交渉による話し合いにより解決すること等の6項目（両者の労使関係をめぐる問題の解決に当たっては、争議行為や労働委員会等の第三者機関の活用によってではなく、団体交渉での解決を図るべきであるという方針などを含む）の提案をし、A労組はこれを受け入れた。

4 Xに対する本件脱退勧奨

Xは、平成30年11月5日、バスを回送運転中に喫煙し、携帯電話で通話した（以下便宜上「本件非違行為」と呼称する。）。

これを知った白河支店長は、同月11日から2日間にわたり、Xを喫茶店に呼び出し、Xの本件非違行為をZに報告しない条件として、A労組から脱退することを求めた（以下「本件脱退勧奨」という。）。なお、本件脱退勧奨において白河支店長はXに対して、「今で言うテロ集団、ドンパチやって、鉄パイプでめった刺しにして人殺したとかっていう組織、その組織にA労組が関わってる」と述べていた。

5 ZとA労組バス関東本部の団体交渉と本件脱退勧奨について対応

ZとA労組バス関東本部は、令和元年6月3日、団体交渉を行ったが、話し合いの折り合いはつかないまま団体交渉は終了した。もっともZは、白河支店長に厳重注意を行い、別支店へ異動を命じたほか、Z代表取締役及び常務取締役は、役員報酬を一部自主返納した。他方、Zは、令和元年8月26日、Xに対し、本件非違行為につき出勤停止30日の懲戒処分をした。

6 本件救済申立て及びこれに対するA労組の対応

(1) X及び水戸地本は、本件脱退勧奨につき不当労働行為救済の申立てを行うことを検討したが、A労組の理解は得られず、むしろA労組は、本件脱退勧奨の問題は解決済みになったという立場であった。

(2) しかし、X、C（棚倉分会長）及び水戸地本は、令和元年11月11日、上記3者の連名で救済申立て（以下「本件救済申立て」という。）をした。

これに対し、A労組は、本件救済申立てを行うことは方針に反するなどとして、水戸地本の執行委員長代理B及び書記長Dに対し、統制処分を行った。

7 XのA労組脱退、本件組合加入

A労組（本部）と、本件救済申立てを支援する水戸地本ほかの執行部組合員らとの間で路線の対立は鮮明となり、後者の組合員の多くは、A労組を脱退し新たな労働組合として本件組合を結成した。Xも本件救済申立てを維持するには、本件労働組合の協力が不可欠であったことから同組合に加入した。そして本件組合は、従前の役員や活動方針の多くを引き継いだ上、執行権を有する独立した労働組合となった。

8 本件救済申立てのその後の推移

その後、A労組（本部）の意向を受け、分会は、本件救済申立てを取り下げ、さらに都労委は、水戸地本の申立ての審理手続を分離の上、令和3年8月17日、水戸地本は申立てを維持する意思を放棄したものととして申立てを却下した。

(1) 都労委

Xの申立て分につき、支配介入該当性及び申立適格を認めた。また救済の利益について、A労組は「本件行為について既に解決済みであり、集団的労使関係秩序が正常に回復されたとまで断ずることはできず、そうすると、類似の行為が繰り返されるおそれなくなったともいえない」として肯定した。また、「Xは、本件申立てを維持するために、本件申立てに反対の立場をとっている同組合を脱退せざるを得ない状況にあったともいえるのであるから、同人の組合脱退の事実から同人が救済の利益を放棄したと評価することはできない」として、Zに対し文書交付及び文書掲示を命じた。

(2) 中労委

中労委は、本件脱退勧奨は支配介入に該当すると判断したが、Xが自らの判断によってA組合を脱退し、本件組合に加入したことから、「XとA組合との関係における団結を回復する必要性は、もはや失われた」とし、また、「本件各発言をA組合への加入のみならず労働組合一般への加入について大きな不安を与え、これを心理的にちゅうちょさせるようなものと評価することはできない」として、救済の利益を否定し、都労委命令を取り消した。

(3) 第一審の判断

第一審（東京地判令6・12・5労判1329号43頁）は、XがA労組から脱退したことにより救済の利益が失われていると判断し、これと同旨の理由により本件救済申立てを棄却した中労委の判断は正当であるとして、Xの請求を棄却した。

判決の要旨

争点：救済の利益の有無。

1 判旨(1)

「不当労働行為救済制度は、使用者の不当労働行為によって生じた労使関係の歪みを是正することにより将来に向けて労使関係の正常化を図る制度である。組合からの脱退勧奨を受けた組合員個人が申立人となっている場合において、当該脱退勧奨とは無関係に純粋に個人的な理由で当該組合から脱退したにすぎないような事案であれば、将来に向けて労使関係の正常化を図る必要性は失われており、救済の利益が認められないという判断はあり得るところである。本件中労委命令及び原判決の判断は、このような単純化した図式の下では、妥当する余地はあり得ると解される。」

2 判旨(2)

（本件では）「A労組は、労働委員会等の第三者機関を活用することなく団体交渉での問題解決を図る方針を徹底すべく、本部からの指導に従わずに本件救済申立てをした水戸地本の行動を統制違反であるとして厳しく批判し、その執行部役員の執行権停止を敢行するなどしていたという特殊事情を踏まえて検討する必要がある。Xにおいて、このような方針を先鋭に打ち出しているA労組の組合員の立場のまま、本件救済申立てを維持し、都労委での手続に対応していくことは事実上不可能であると考えて、A労組を脱退し、本件救済申立てを支援してくれるであろう本件組合に加入したのは、やむを得ない判断であったというべきである。このような理由で、飽くまでも本件救済申立てを維持するためにA労組を脱退するに至ったXに対し、当該脱退の事実を理由に救済の利益を否定するのは、理不尽・不条理といわざるを得ない。」

3 判旨(3)

「Xにおいて、平成30年11月の状況下で使用

に、現在の状況下でA労組から分裂した後継団体というべき本件組合との関係でも脱退勧奨を受けかねないとの懸念を抱くのは当然であり、本件脱退勧奨に関し、不当労働行為救済を求める利益は認められるというべきである。」

4 判旨(4)

「労働委員会の裁量権は、不当労働行為に対する救済を実質あるものにする観点から認められるべきものであり、救済の利益を否定する方向で広範な裁量権を有するなど解することはできない。」

判例の解説

評釈者としては判旨及び結論に賛成である。

一 本判決の位置づけと意義

不当労働行為事件における救済利益とは、不当労働行為の救済申立人が自己の救済申立ての当否について労働委員会の公権的判断を求めうる具体的利益ないし必要をいうと定義されている¹⁾。そして、労働組合ないし労働組合員が、使用者の不当労働行為に対する救済を申し立てる場合には、救済を求めることについて正当な利益(救済利益)が存在することが必要であり、不当労働行為の成立が認められる場合であっても、それによって生じた結果が既に是正され、正常な集团的労使関係が回復されているときは、救済の必要性がないものとして、救済申立てが棄却されることがある(新宿郵便局事件・最三小判昭58・12・20判時1102号140頁)²⁾。

救済利益をめぐるリーディングケースは、旭ダイヤモンド工業事件・最三小判昭61・6・10民集40巻4号793頁である。同最判は、組合員に対する賃金カットが労働組合法7条1号及び3号所定の不当労働行為に当たる場合に、当該組合員が、賃金カット後に組合員資格を喪失しても、積極的に、権利を放棄するか又は労働組合の救済命令申立てを通じて権利の回復を図る意思のないことを表明しない限り、労働組合は、当該組合員に対する賃金の支払を命ずる救済命令を求めることができるとしていた。

しかし、支配介入に対する不当労働行為救済申立てについて、組合自身が救済申立てをする意思を有していないのに組合員個人に救済利益が認め

られるのかという問題³⁾、さらには、組合員個人申立て後に当該組合員が組合員資格を喪失した場合に救済利益も失われるのかという問題は学説上もほとんど議論がされてこなかった⁴⁾。

こうした中で、本判決は、支配介入の不当労働行為の成立に争いが無い事案において、当該組合員が支配介入行為のなされたときに在籍していた労働組合を脱退した場合であっても組合員個人申立てにかかる不当労働行為の救済利益は失われまいとした、はじめての司法判断として重要な意義がある。

二 不当労働行為制度の目的と組合員の脱退による救済利益の消滅(判旨(1))

1 不当労働行為制度の目的

判例(第二鳩タクシー事件大法廷判決・最大判昭52・2・23民集31巻1号93頁)は、救済命令制度の趣旨、目的につき「労働者の団結権及び団体行動権の保護を目的」とする労組法7条の実効性を担保するためのものであり、かつ行政救済制度の目的は「正常な集团的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図る」ことにあるとしている。

そして、前述の旭ダイヤモンド工業事件最判及び京都地労委(京都市交通)事件・最二小判平16・7・12集民214号739頁も労組法27条の意義について同旨を述べる。

2 判旨(1)の位置づけ

本件判旨(1)の判示内容から、不当労働行為制度をどのように理解しているのかを読み解くのは難しいが、最高裁の不当労働行為制度の趣旨の理解と矛盾する理解に立っているとはいえないだろう。また、判旨(1)は、純粋に個人的な理由での組合脱退の場合は、当該組合を通じて争う意思を放棄したものとなることを前提としており、支配介入は原則として自己の所属する組合との関係で問題となることを否定していない。そうすると、判旨(1)は不当労働行為救済制度の趣旨、目的について、Xが救済申立てときに所属していた組合と使用者との労使関係の正常化という観点を不要とはしていない。ただ判旨(2)と併せて理解すると、X(組合員)個人の団結権ないし組合活動権の保障という観点に重きを置いていると評価できる。

三 組合員資格喪失によっても救済利益を

失われない特殊事情（判旨(2)）

判旨(2)は、申立組合脱退や新組合加入の経緯を重視して、本件では組合員資格喪失によっても救済利益が失われない特殊事情があったとしている。

この点、支配介入に関する組合員個人の申立適格に関する判断ではあるが、前述の京都地労委（京都市交通局）事件最判は、不当労働行為制度の目的に照らすならば、労働組合の執行部が支配介入に対する救済申立てをする意思がない場合であっても、労働者の団結権及び団体行動権を保護する必要がある限り、個々の組合員による救済申立てが認められるべきとした⁵⁾。そうすると、不当労働行為救済制度の目的についての現在の最高裁の理解に照らすと、救済利益の有無の判断につき組合員資格喪失に至った特殊事情や脱退のやむなきに至った事情とA労組にとどまった場合の不当労働行為救済の可能性などを具体的に考慮することは妥当な判断といえる。

本件では、苛烈な脱退勧奨があり、A労組にとどまっている限り今後も労働委員会による救済の道が閉ざされる状況にあったことなどを踏まえれば、ポスト・ノーティス命令を発するに値する救済利益が肯定されるだろう。

四 労働組合の分裂と後継団体の意義（判旨(3)）

判旨(3)が、前述の京都地労委（京都市交通局）事件最判の趣旨を演繹し、労働者の団結権及び団体行動権を保護する必要がある限り、個々の組合員による救済申立ての被救済利益を認める判断をしたと理解すると、後継団体としての活動とこれに対する将来の侵害のおそれという点は法的には付随的な事情として考慮されていると位置づけられることになろう。そして、XのA労組脱退の経過や新組合の方針、新組合の役員及び組合員の構成に照らすと、Xが申立意思を放棄しておらず、新組合の方針を踏まえるとXに対しては、再びYから本件脱退勧奨と同種の脱退勧奨（支配介入行為）を受ける危険があるということを説明するため、後継団体というレトリックが用いられたのだろう。判旨(3)は、法的には判旨(2)の特殊事情の存在を推認する上での重要な間接事実として判示されたものといえる。そのため組合の分裂といった表現は用いられているが、組合の分裂に

関する法理（名古屋ダイハツ労組事件・最一小判昭49・9・30判時760号97頁）などは本件では問題にならない。

五 労働委員会の裁量（判旨(4)）

前述の第二鳩事件最大判は労働委員会に広い裁量権を与えた趣旨に徴し、取消訴訟において裁判所は、労働委員会の裁量権を尊重し、その行使が行政救済制度の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたると認められるものでない限り、当該命令を違法とすべきではないとしている。

本判決は、判旨(2)において指摘しているとおり、本件の具体的な事案のもとで救済の利益を否定することは、「理不尽・不条理」と判示し、中労委が救済利益を否定したことは、不当労働行為救済制度の趣旨、目的に照らし、「著しく不合理であって濫用にわたる」と評価しているものと推測できる。判旨(4)は、そのような趣旨を述べたものと理解すべきであろう。

●—注

- 1) 塚本重頼『労働委員会—制度と手続—』（日本労働協会、1977年）131頁。
- 2) 将来の労使関係に危惧が残るときには、その限度で被救済利益が残っているとしてポスト・ノーティス等の救済命令を発することは可能と解されている（後述の旭ダイヤモンド工業事件・最一小判昭61・6・10民集40巻4号793頁参照）。
- 3) この点は、本件の都労委で争点とされていたように、支配介入に対して労働者個人にも救済申立適格を認めるべきかという論点として議論されていた。
- 4) 道幸哲也『労働組合の変貌と労使関係法』（信山社、2010年）148～151頁、國武英生＝淺野高宏『労働者の自立と連帯を求めて 道幸哲也先生の教えと実践の軌跡』（旬報社、2024年）102～103頁参照。
- 5) 京都地労委（京都市交通局）事件最判の判例タイムズ匿名解説（判タ1163号162頁）。

●—評釈

本判決につき、水町勇一郎「労働判例速報 労働組合を脱退し他組合に加入した組合員の不当労働行為救済の可否——国・中労委（ジェイアールバス関東）事件」ジュリ1617号4頁、本件第一審につき、藤木貴史「労働判例速報 組合脱退勧奨後に別組合に移籍した場合における支配介入の救済利益——国・中労委（ジェイアールバス関東）事件・東京地判令和六・一二・五労働経済判例速報二五七四号三頁」労旬2080号41頁がある。